

【 保証願書（開設）の記入例 】

アマチュア局の無線設備の開設保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

私は、アマチュア局の免許申請（開設）に係る無線設備の保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。

出願者	住所 1 7 0 - 8 0 8 8 東京都豊島区巣鴨 3-36-6	出願の日 (平成) 30 年 4 月 1 日
	氏名 保証太郎	電話番号 03 - 3910 - 7263
	社団の場合の事務所所在地 東京豊島区巣鴨3-36-6	FAX 03 - 3910 - 7277
	氏名 保証太郎	メールアドレス hosh@jard.or.jp
	社団の場合の代表者の氏名	
保証料の払込証明書の貼付欄	(保証料の払込証明書の貼付欄)	
送信機番号	送信機の名称等	技適番号又はJARL登録機種の登録番号
第1送信機	TN-9000DX	002-150001
第2送信機	JV-115	002KN700
第3送信機	FT-736	Y115
第4送信機	JD-105	自作機
第5送信機		
第6送信機		
第7送信機		
第8送信機		
第9送信機		
第10送信機		
その他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定された条件に合致しています。 <input checked="" type="checkbox"/> ※保証の対象となる設備は平成17年12月1日に施行された新スプリアス規格に適合しているものであること	
安全及び保安施設	(1) 電波の強度 (容易に出入りするできないように施設する) ※電波法施行規則別表第二号の三の二に定める電界の強度を超える場合該当 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み (内容) <input type="checkbox"/> 免許までに施設 (内容) (2) 高圧電気 (外部より容易に触れることができないように施設する) ※交流電圧300ボルト若しくは直流電圧750ボルトを超える電気を扱う場合に該当 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み (内容) <input type="checkbox"/> 免許までに施設 (内容) (3) 保安施設 (空中線系に避雷器又は接地装置を設ける) ※24MHz帯以下の無線設備が該当 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み (内容) <input type="checkbox"/> 免許までに施設 (内容)	
無線設備の保守点検	<input type="checkbox"/> 実施します。	
遵守事項	(1) 無線設備を電波法第3章に定める技術基準に適合するよう維持します。 (2) 協会から送付される調査報告書を免許後速やかに提出します。 (3) 協会が行う保証業務に係る調査 (実地調査を含む。) 及び指導の通知等があった場合には、全面的に協力します。	
参考事項	・設備を共用する場合は、同時に保証を申し込む者の氏名 ・同一の出願者であって、過去2年以内に保証を受けた同一の送信機により出願する場合は、同一である送信機番号及び名称等 ・その他参考となる事項 (記入例) 第4送信機 (自作機) は平成17年12月施行の新スプリアス規格を踏まえて設計しており、平成30年3月10日に製作したものです。	

免許を申請するすべての送信機を記入してください。

○技適機種又はJARL登録機種以外の送信機は、『技適番号又はJARL登録機種の登録番号』欄に「技適機種改造」、「自作機」などと記入してください。

○外国製の送信機やキットなどの場合、メーカー名とその型名を記入してください。

○ブースタ、リニアアンプ、トランスバータを接続する場合は、その機種名を『接続するブースタの名称等』欄に記入してください。

○TNC、FAX装置などを接続する場合は、『附属装置の有無』欄『有』にを付けてください。

日中連絡の取れる電話番号、メールアドレスなどを記入してください。書類に不備等があれば連絡する場合があります。

社団(クラブ)の名称を記入してください。個人の場合は空欄とします。

※申込みの内容について
 第1送信機⇒技適機種(新スプリアス)単体 (保証対象外)
 第2送信機⇒技適機種+ブースタ接続 (保証対象)
 第3送信機⇒JARL登録機種 (保証対象)
 第4送信機⇒自作機 (保証対象)

保証対象の送信機にを入れて下さい。
 技適機種機種(新スプリアス)単体の場合は保証対象外です
 技適機種にブースタ等を付加する場合は保証対象です
 ※旧スプリアス規格による技適機種は保証対象です

※保証料の算定について
 この場合は、技適機種のみ第1送信機が、保証審査対象外となるため、保証料の算定は3台(6,000円)となります。
 ※旧スプリアス規格による技適機種は保証対象です。

保証を行う際の審査に参考となる事項がある場合は記入して下さい。

に印を付け、無線設備の保守点検を実施してください。

該当する口には印を付け、「施設済み」又は「免許までに施設」にをした方は、必ず内容を記載してください。